

北海道過疎地域自立促進方針の概要

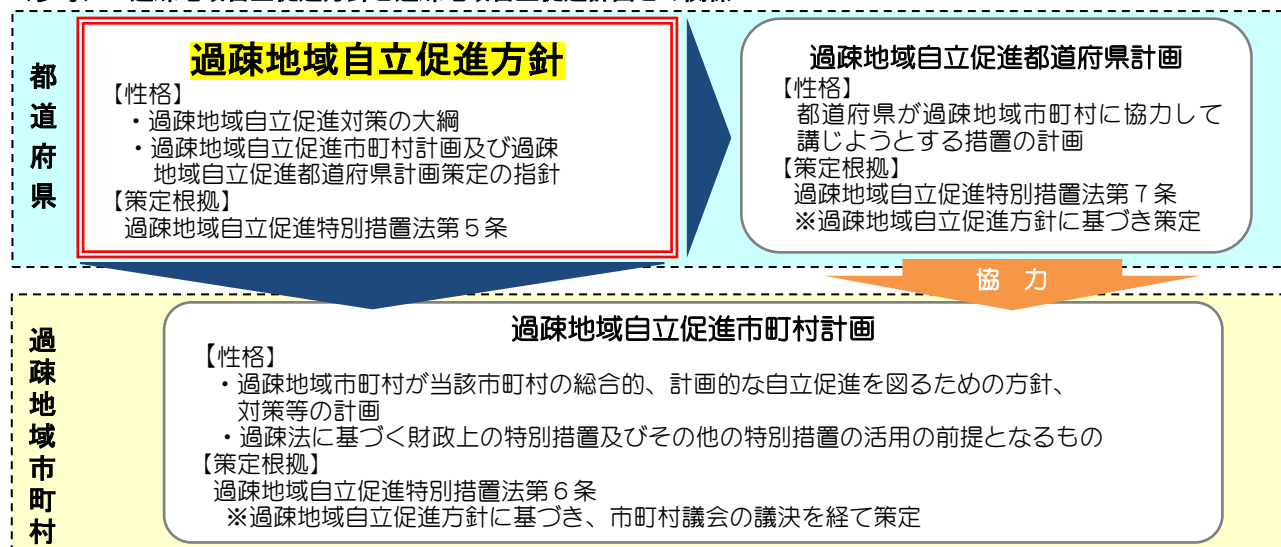
◇ 北海道過疎対策地域自立促進方針の策定

過疎地域対策については、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が 10 年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に至るまで、約 40 年にわたり特別措置が講じられてきましたが、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、依然として厳しい状況にあることから、平成 22 年及び平成 24 年の法改正により、法期限を平成 32 年度まで延長するとともに、平成 26 年には過疎地域の指定要件の追加、過疎対策事業債の拡充を内容とする一部改正法が施行されました。

北海道過疎地域自立促進方針は、過疎地域自立促進特別措置法第 5 条の規定に基づき、道の過疎地域自立促進対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域自立促進市町村計画を定める際の指針及び道が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画を定める際の指針として策定するものです。

※改正法の拡充内容：指定要件の追加、過疎対策事業債の対象施設の追加・ソフト事業への拡充 など

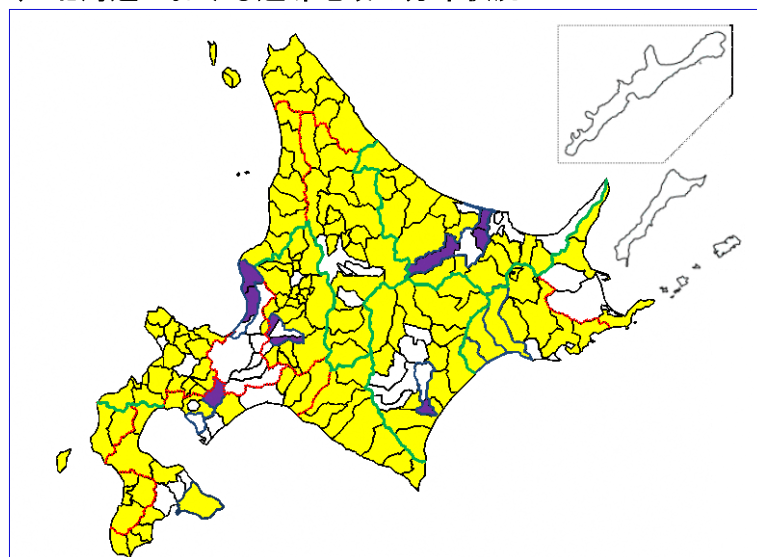
<参考> 過疎地域自立促進方針と過疎地域自立促進計画との関係



◇ 北海道過疎地域自立促進方針の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年間

◇ 北海道における過疎地域の分布状況



過疎地域市町村 149 団体
(22 市、114 町、13 村)
《全道の約 83.2%》

全域が過疎地域である団体
(法第 2 条第 1 項) 144 団体

過疎地域とみなす区域を有する団体
(法第 33 条第 2 項) 5 団体

◇ 北海道過疎地域自立促進方針の構成

はじめに	3 交通通信体系の整備	5 高齢者等の	7 教育の振興
1 基本的な事項	情報化及び地域間交流の促進	保健・福祉の向上及び増進	8 地域文化の振興等
2 産業の振興	4 生活環境の整備	6 医療の確保	9 集落の整備
			資料

1 基本的な事項

【過疎地域の現状と問題点】

- 過疎地域から札幌圏など都市部への人口の流出が顕著
- 高齢化の進行と若年層の流出により年齢構成の偏りが顕著
- 担い手不足や就業者の高齢化などを背景に、第一次産業就業人口の減少が顕著
- 財政基盤が脆弱（財政力指数 過疎地域平均：0.20 全道平均：0.25）
- 社会基盤整備において全国の整備状況との格差がなお存在

【過疎地域自立促進の基本的な方向】

過疎地域の自立促進

～ 住民の安全・安心な暮らしの確保と、豊富な資源や潜在力を生かした個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会の構築 ～

過疎地域の公益的、多面的機能を一層発揮していくため、産業や生活に関わる基盤整備等による格差是正のほか、身近な生活交通の確保、医療対策、集落の維持・活性化対策、人材の育成・確保への支援などの様々な施策を展開し、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを進めます。

※新しい北海道総合計画や北海道創生総合戦略などとの整合性に留意
※各連携地域における「連携地域別政策展開方針」に基づく様々な施策との整合性に配慮

2 産業の振興

現 状 と 問 題 点

【農林水産業】

- 貿易自由化交渉の進展など国内外の環境変化による、所得水準の低迷
- 担い手の高齢化、将来の不透明感や不安感による次世代の担い手不足
- 力強い経営体質の確立と強化
- 農林水産業や観光など地域産業の振興と雇用の維持・拡大による人口減少問題への対策

【地場産業】

- 既存市場の成熟化、消費者ニーズの多様化、技術革新やグローバル化の進展による売上の減少や競争の激化
- 中小・小規模企業が多く経営基盤が脆弱

【観光】

- アジアからの外国人観光客の増加
- 旅行目的の多様化や旅行形態の変化

【産業の振興の方針】

本道経済の活性化に向けては、基幹産業である農林水産業の振興に加え、本道の強みである食や観光などの分野において、旺盛な海外からの需要を取り込むとともに、こうした取組を支える産業の底上げを図るため、地域や企業が持てる資源を最大限活用し、人財、地域、知・技術、健康長寿、環境・エネルギーなどの5つの戦略分野で地域産業の強化に向けた取組を推進します。

主 な 施 策

- **農林水産業の振興**
 - ・生産基盤整備、安全・安心な農水産物の提供、経営体質強化、担い手の育成確保 など
- **地場産業の振興**
 - ・ものづくり産業の振興、社会ニーズ等に対応した産業の創造、中小・小規模企業の育成・強化 など
- **企業誘致対策**
 - ・北海道産業振興条例に基づく支援、トップセールス、企業立地促進法に基づく支援措置の活用 など
- **起業の促進**
 - ・創業の各段階に応じた総合的な支援（助成、コンサルティング）、女性や若者などの創業支援 など
- **商業の振興**
 - ・商店街の活性化を担う人材の育成、魅力ある商店街づくりを促進するための指導事業等への支援 など
- **観光の振興**
 - ・地域の資源を生かした競争力ある観光地づくり、国内外からの誘客促進 など
- **省エネルギーの推進、新エネルギーの開発・導入**
 - ・「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」及び「同行動計画」に基づく施策の推進 など
- **港湾施設の充実**
 - ・海上輸送拠点の形成、災害に強い物流機能の確保、環境にやさしい港湾整備の促進 など

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

現 状 と 問 題 点

【道路】

- 地域における基幹的な社会基盤としての役割
- 中長期的な視点による「選択と集中」の観点に立った効果的・効率的な施設整備

【交通】

- 広域化に対応した幹線交通ネットワークの形成、交通ネットワーク相互の連携強化
- 地域の日常生活や産業活動に必要な地域交通の確保

【情報化】

- 生活関連サービスや経済活動等へのIT利活用の推進
- 財源不足や人材・ノウハウの不足

【地域間交流】

- 価値観の変化やライフスタイルの多様化への対応

【交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針】

環境との調和を基本に、力強い経済構造の実現と安全・安心で快適な暮らしを支え、海外や国内、道内各地域間の連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成や、情報化の推進を図ります。また、過疎地域の自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を生かし、ゆとりある生活への欲求、自然環境への関心等、都市住民のニーズに応えるため、都市等との地域間交流の促進を図ります。

主 な 施 策

- 道路の整備目標
 - ・ 救急医療施設、観光施設、インターチェンジなどのアクセス向上
 - ・ 幹線道路の整備、緊急に整備を必要とする道路の整備、橋梁・トンネルなどの長寿命化
 - ・ 農林道の効率的・効果的な整備の推進、漁港等へのアクセス道路の整備の推進
- 多様な交通確保対策
 - ・ 陸上交通：コミュニティバス、デマンド交通の導入の促進、北海道新幹線の整備促進 など
 - ・ 海上交通：海上ネットワークや港湾機能の充実、離島航路の維持・確保
 - ・ 航空交通：航空ネットワークの維持・確保や空港機能の充実、離島航空路線の維持・確保
- 情報化の推進
 - ・ ITを活用した地域づくりや産業の活性化の促進、北海道電子自治体プラットフォーム構想の推進、携帯電話不感地帯の解消 など
- 地域間交流の促進
 - ・ 都市と農山漁村との交流の促進、参加・体験型や滞在・拠点型観光を通じた交流の促進、移住・交流に関する効果的な情報発信と受入体制の整備 など

4 生活環境の整備

現 状 と 問 題 点

【生活環境施設】

- 生活環境施設の整備水準における地域間格差の是正
- 生活環境に対する住民ニーズの多様化への対応

【水道・下水道処理施設等】

- 大規模自然災害に備えた脆弱性の克服、被災リスクの最小化
- 施設の急速な老朽化に伴う計画的な補修・更新の推進

【消防・救急】

- 地域の実情に応じた消防力の維持・確保
- 救急業務の搬送途上における救命効果の向上

【生活環境の整備の方針】

だれもが住みよい北国の生活環境の創出を図るため、下水道やごみ処理施設の計画的な整備・更新や安全で安心な水道水の供給、緑豊かな公園の整備など生活環境施設の整備を促進するとともに、消防・救急体制の充実強化に努めます。

主 な 施 策

- 水道、下水道処理施設等の整備目標
 - ・ 水道：水道未普及地域の解消、水道施設の計画的、効率的な更新の促進
 - ・ 汚水処理施設：下水道等の効率的・効果的な整備等の推進、広域汚泥処理・し尿の下水道施設等への受入
 - ・ ごみ処理施設：廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理の推進、必要な施設整備の促進
 - ・ し尿処理施設：計画的な、し尿処理施設の整備や既存施設の高度化、改良の促進
 - ・ 都市公園等：「快適な都市の緑・環境づくり」の推進
 - ・ 公営住宅等：すべての人が安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり
- 消防施設及び救急業務の整備目標
 - ・ 地域の実情に応じた消防力の整備促進
 - ・ メディカルコントロール体制の充実・強化
 - ・ 消防団員の確保や装備の充実

5 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

現 状 と 問 題 点

【高齢者の福祉】

- 医療や介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者の増加
- 地域の実情に応じた高齢者を支える仕組みづくり

【児童その他の保健・福祉】

- 未婚化・晩婚化への対応
- 地域特性に応じた子育て支援の充実
- 子どもの安全・安心の確保

【高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針】

だれもが住み慣れた地域の中で、ともに参加し支え合いながら、可能な限り自立して暮らし続けることができる地域社会の形成に向け、高齢者や障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細やかなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりや多様な社会参加を促進する機会の拡大を図るとともに、次世代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。

主 な 施 策

- 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策
 - ・地域特性に応じた包括ケアシステムの構築、高齢者の社会参加の促進、介護保険の安定的な運営 など
- その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策
 - ・保育所、放課後児童クラブ等の整備促進、子育て支援のための教育や意識啓発等の促進 など

6 医療の確保

現 状 と 問 題 点

【無医地区】

- 医療機関までの距離・時間の改善

【特定診療科目】

- 医師の地域偏在や、産婦人科や小児科などの特定の診療科の医師不足

【医療提供体制】

- 医療機関の相互連携と機能分担

【医療の確保の方針】

地域の中核的な医療機関である地方・地域センター病院等の機能の充実・強化や自治体病院等の広域連携など医療機関相互の連携と機能分担を進め、医師等の確保や定着に関する対策、患者搬送体制の充実・強化を図るなど、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立します。

主 な 施 策

- 無医地区対策
 - ・へき地医療拠点病院による巡回診療の促進、患者輸送車・巡回診療車の整備促進
- 特定診療科目に係る医療確保対策
 - ・医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の促進、ドクターバンク事業の推進 など
- 体系的な医療提供体制の整備
 - ・医療機関の機能分担と相互の連携による医療連携体制の構築、医療連携体制を構成する医療機関の情報提供

7 教育の振興

現 状 と 問 題 点

【学校教育・学校施設】

- 基礎的な学力や健全な心身、望ましい生活習慣を身につけることができる環境づくり
- 学校統合に伴う廃校施設の有効活用

【集会・体育・社会教育施設】

- 学習意欲やスポーツ志向の高まり、ニーズの高度化・多様化
- 既存施設の有効活用

【教育の振興の方針】

本道の将来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ健やかに成長し、また、すべての道民が生き生きと充実した生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、自らの興味や関心、目的などに応じて、生涯学習活動や文化・スポーツ活動に取り組み、学習や活動の成果を社会の中で生かしていくことができる学習環境づくりを進めます。

主 な 施 策

- 小・中学校の教育施設等の整備
・校舎等の計画的な整備の促進、情報通信ネットワーク・学校図書館・理科教育設備などの整備促進
- 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備目標
・公民館、図書館などの機能充実や効果的な運営、安全かつ快適にスポーツを楽しめる施設の充実

8 地域文化の振興等

現 状 と 問 題 点

- 開放的で多様性のある文化の継承
- 文化に対する関心や期待の高まり
- 個性的な地域文化の創造

【地域文化の振興等の方針】

文化の担い手は、一人ひとりの道民であり、道民が自主的に文化活動にかかわることができる環境をつくっていくことを基本に、芸術文化、文化財、生活文化、まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業など広範な分野において、総合的・効果的に文化振興施策を推進します。

主 な 施 策

- 地域文化の振興等に係る施設の整備等
・各種文化施設の整備及び充実、芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充、文化活動を担う人材の育成、歴史的文化遗产の保存及び活用、文化性に配慮したまちづくりの推進 など

9 集落の整備

現 状 と 問 題 点

- 人口減少と高齢化の急速な進行
- 就業の機会の減少、生活扶助機能の低下

【集落の整備の方針】

本道における集落対策の指針となる「北海道における集落対策の方向性」に基づき、集落住民の生活向上を図るため、生活環境施設等の整備を促進するとともに、住民と市町村が連携しながら、集落の課題の把握や課題解決に向けた主体的な取組の促進を図ります。

主 な 施 策

- 集落整備の対策
・集落対策の必要性など意識の醸成、買い物支援や高齢者支援など地域に必要な施策の実践と効果の検証、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」などの人材の確保・育成、集落間連携の促進 など